

本庁における休憩時間について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、昼食時の売店等の混雑を緩和するため、本庁における昼の休憩時間を次のとおり変更しています。

- 4月1日から5月31日まで
- 8月1日から9月30日まで
- 12月1日から1月31日まで

休憩時間	
11時30分～12時30分	12時30分～13時30分
(1階)総務部、会計管理局 (2階)保健医療介護部、 福祉労働部 (3階)総務部、環境部、各種委員会 (4階)教育庁 (5階)人づくり・県民生活部、 農林水産部	(6階)企画・地域振興部、 人づくり・県民生活部、 県土整備部 (7階)商工部、建築都市部 (8階)秘書室、総務部、 企画・地域振興部、 人づくり・県民生活部 (9階)総務部、企画・地域振興部

- 6月1日から7月31日まで
- 10月1日から11月30日まで
- 2月1日から3月31日まで

休憩時間	
11時30分～12時30分	12時30分～13時30分
(6階)企画・地域振興部、 人づくり・県民生活部、 県土整備部 (7階)商工部、建築都市部 (8階)秘書室、総務部、 企画・地域振興部、 人づくり・県民生活部 (9階)総務部、企画・地域振興部	(1階)総務部、会計管理局 (2階)保健医療介護部、 福祉労働部 (3階)総務部、環境部、各種委員会 (4階)教育庁 (5階)人づくり・県民生活部、 農林水産部